

秋の行政相談週間

行政相談は、国等の行政機関の業務に関する苦情や要望について行政相談委員が相談に応じ、問題改善に努めます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。



日時 10月17日(月) 10時～15時
会場 交流センター
行政相談員 河田弘美さん(☎62-3896)

日時 10月18日(火) 10時～15時
会場 合川総合窓口センター
行政相談員 金田功子さん(☎78-4918)

日時 10月19日(水) 10時～15時
会場 米内沢字七曲59-1(自宅)
行政相談員 日景真紀子さん(☎72-3093)

日時 10月20日(木) 10時～15時
会場 阿仁総合窓口センター
行政相談員 蒲 芳さん(☎82-3080)

お知らせ

「北秋田福祉の雪事業」の受託者を募集します

福祉の雪事業を受託できる事業者を募集します。

登録期間 11月～平成24年3月31日

内容 対象家庭の除雪作業

申込締切 10月31日(月)まで

登録条件 市内に事業所を有する業者に限ります

☎☎ 高齢福祉課高齢福祉班
62-6639

高齢者相互援助ホーム

「あに福寿荘」入居者募集

市では、住宅の事情等で冬期間自宅での生活が困難な高齢者の方

ぶ恐れがあります。

稲わら等の焼却を行った場合、秋田県では氏名公表も含めた厳重な措置をとることがありますので、稲わら等の焼却は絶対に止めましょう。

☎ 生活課環境班 ☎62-1110

企業在職者のパソコン講習

①パワーポイント基礎講習

期日 10月17日(月)、18日(火)

内容 パワーポイントの基礎操作から簡単なポスターの作成までを習得する

テキスト代 520円

申込締切 10月7日(金)

②ワード社外文書作成講習

期日 10月27日(木)、28日(金)

内容 データの活用、社外文書の作成、ハガキ印刷から宛名印刷までを習得する

テキスト代 無料

申込締切 10月18日(火)

【①②共通事項】

場所 県立鷹巣技術専門学校 民間訓練教室

時間 9時20分～16時

定員 各講習10人(先着順)

対象者 企業在職者で文字入力ができる方

☎☎ 県立鷹巣技術専門学校

84-8351

インフルエンザワクチン接種事業 ～接種費用の一部を助成します～

インフルエンザワクチンには、感染予防に加え、インフルエンザにかかったとしても重症化をおさえるなどの効果があります。
ただし、ワクチン接種から免疫ができるまで2週間から1ヶ月ほどかかりますので、流行シーズン前に接種することが望まれます。



■**接種対象者** 接種日において北秋田市に住所を有する方

■**接種費用** 医療機関で異なります。助成金額を差し引いた金額を医療機関へお支払い下さい。

■**接種時に必要なもの** 健康保険証／健康手帳(ある方)／②の方は受給者証／③と④の方は母子健康手帳

■**助成対象者と助成金額** ※次のとおり、対象者により実施期間や助成内容、実施対象医療機関が異なります

高齢者のインフルエンザ (実施期間:10月1日～平成24年2月29日)

- ① 満65歳以上の方／60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・および呼吸器の機能等に身体障害者手帳1級程度の障害を有する方 ▶▶ 1人につき1,500円助成
② 満65歳以上の生活保護受給者 ▶▶ 接種費用全額助成
【**申込方法**】 県内のほとんどの医療機関で接種を受けることができます。直接医療機関に確認の上、予約をして接種を受けてください。

市の助成事業 (実施期間:平成23年4月1日～平成24年3月31日)

- ③ 1歳～高校3年生(18歳相当) ▶▶ 1回につき1,500円助成
④ 妊娠されている方 ▶▶ 1回につき1,500円助成
⑤ ①～④以外の北秋田市国民健康保険加入者 ▶▶ 1回につき1,500円助成
【**申込方法**】 北秋田市内の医療機関のみ助成の対象です。医療機関に直接予約をして接種を受けてください。

☆肺炎球菌ワクチンについて☆

インフルエンザの重要な合併症である肺炎球菌性肺炎の予防として接種ができます。過去に助成を受けていない65歳以上の方が対象です。詳細は、健康推進課(保健センター)までお問い合わせください。

インフルエンザ市内予防接種実施医療機関(順不同)

医療機関名	電 話
北秋田市民病院	62-7001
うえだクリニック	60-1055
遠藤クリニック	63-0515
児玉内科クリニック	69-7311
近藤医院	62-1155
佐々木産婦人科医院	63-0105
鷹巣病院	62-1210
たむら内科クリニック	63-2700
津谷内科	62-2261
奈良医院	62-1146
藤原医院	62-2882
盛岡外科医院	62-1101
国民健康保険合川診療所	78-3161
市立米内沢診療所	72-4501
市立阿仁診療所	82-2351

◎お問い合わせ
健康推進課 ☎62-6666

北秋田市福祉の雪事業

(どうしても、雪寄せが困難な方を支援します)

市では、雪で困っているお年よりや障害者のために、本年度も「福祉の雪事業」を行います。

利用できる方は次の方です

- ① 65歳以上のひとり暮らしで雪よせが困難な方
② 65歳以上の高齢者のみで雪よせが困難な世帯
③ 65歳以上の高齢者と障害者若しくは児童(中学生まで)のみ等で雪よせが困難な世帯

支給限度額(扶助限度額)は4万円です

▼除雪作業料金の8割を助成します(支給限度額を超える分は、全額自己負担です)

▼この事業は、作業費用の支給を行うものであって、建物管理を行うものではありません。空き家や不在の家等は対象になりません

福祉の雪事業を利用する手続き(サービス内容)

① 10月31日(月)までに、地区民生委員または、市役所高齢福祉課高齢福祉班、各総合窓口センター、市民班へ申請書を提出し、登録してください。登録が遅くなると作業ができないことがあります

▼積雪時の出入口の雪よせは、シルバー人材センターで対応します

▼屋根の雪下ろし及び排雪作業の依頼は、必要の都度、地区の社会福祉協議会に連絡してください。作業をする登録業者を紹介します

② 作業終了後に、利用者が作業業者に直接料金を支払います。料金は作業量、時間で異なります

③ 作業業者から、社会福祉協議会に作業の終了が報告されます。社会福祉協議会は市役所へ請求の手続きを行い、市役所から支給額(作業料金の8割)を指定口座に振り込みます

申請先 高齢福祉課 ☎62-6639 または各総合窓口センター
問合せ 社会福祉協議会 ☎63-2109 または各地域福祉センター

